

必要資料のご案内

治療費を支払っている保険会社からコピーをもらうことができます。

これから初めて後遺障害等級認定手続きをする方

これから症状固定とする予定の方

1. 交通事故証明書
2. 診断書（事故から直近まで、あるだけ）
3. 診療報酬明細書（事故から直近まで、あるだけ）
4. 施術証明書・施術費明細書（整骨院等に通っている場合のみ）

すでに認定結果が異議申し立てをご検討の方（上記1～4に加えて）

5. 後遺障害診断書
6. 後遺障害等級認定票及び別紙（認定の理由が書いてあるもの）
7. 後遺障害事案整理票

- ❖ 後遺障害事案整理票は保険会社によっては出せないこともあります。その場合無理にお取り付け頂く必要はありません。

交通事故
後遺症等級認定サポート

お問い合わせは

042-513-4970